

新たに設置された附属機関等に係る市民協働政策推進室の協議結果(一覧)
 ~会議の公開・公募委員の選任について~

資料2

①新築住宅の省エネルギー化推進に向けた検討会議（平成27年6月）		
<p><目的></p> <p>国が2020年までの段階的な住宅への省エネ基準の適合義務化の方針を示していることを見据え、国の状況を把握しつつ、京都ならではの取組として、全ての住宅（木造住宅以外の住宅も含む。）に「平成の京町家」の理念を取り入れていくための方法等について、学識経験者等から意見聴取を行う。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>公になっていない技術上のノウハウ等を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」の法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。</p>	<p><理由></p> <p>住宅の省エネ化の取組を進め、京都ならではの取組として「平成の京町家」の理念を全ての住宅に取り入れていくための方法等、非常に専門的な議論を行う場であり、住宅分野の専門知識が必要となるため、公募委員を入れることが困難である。</p>
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>議論の内容は中間とりまとめとして公開し、中間とりまとめの内容や、住宅の省エネ化の取組を周知するためのセミナーを開催して市民意見を受け付け、検討会議の議論に反映する等の対応を検討しているとのことであり、可能な限り市民に開かれた議論ができるような取組をお願いしたい。</p>		
②元清水小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（平成27年6月18日）		
<p><目的></p> <p>元清水小学校跡地活用に係る契約候補事業者を選定するに当たり、専門的な見地からの提案審議等を行うため、有識者等による契約候補事業者選定委員会を設置する。</p> <p>(審議内容) 募集要項の内容に関する意見及び応募事業者の提案審査を行う</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>非公開部分では事業者の選定に係る審査項目及び審査基準の審議並びに法人の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」の法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。</p>	<p><理由></p> <p>番組小学校を起源とする元清水小学校の跡地活用について、まちづくりにおいて専門的知見を持った意見聴取を目的として学識経験者から委員5名を選任するとともに、同跡地が運用される際には学区の自治会館機能を持たせることを予定しており、今後もいっそう地域の方々に愛着を持ってもらうためにはどのような整備が望ましいのかという「地域自治」の観点からの意見聴取を目的として開催するものであるため、公募委員を入れることは開催目的にそぐわない。</p>
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、こうした市のまちづくりについては、地域住民以外にも利用者がいるという性質があり、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、今後議論を行う際には、より多くの手段で市民一般の意見を聴く機会をもつことについて検討することをお願いしたい。</p>		

③京都市自転車走行環境整備ガイドライン部会（平成27年6月24日）			
<p><目的></p> <p>「京都市自転車走行環境整備ガイドライン（仮称）」の策定のため</p> <p>※京都市自転車走行環境整備ガイドライン（仮称） 自転車がどこをどのように走るかが分かるように、自転車走行推奨帯の設置、案内誘導サイン、注意喚起サイン等のデザインや設置基準の統一的な見解をマニュアル化したもの。</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>	<p><理由></p> <p>本部会には上位組織である「京都市自転車等駐車対策協議会」に所属する公募委員も参加予定であり、また、部会の議論は、複数人の市民公募委員が在籍する京都市自転車等駐車対策協議会においても審議されるため。</p>
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>公募委員を交えて、部会での議論が市民に開かれたものになるよう、引き続き市民の市政参加の推進に取り組んでいただき、場合によっては部会にも新たに公募委員を入れることも含めて、今後検討いただきたい。</p>		
④京都市学童クラブ事業課題検討会議（平成27年8月）			
<p><目的></p> <p>子ども・子育て支援新制度のもとで実施する京都市学童クラブ事業の課題に対する対策等について、意見を求めることを目的に開催する。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>	<p><理由></p> <p>子ども・子育て支援新制度のもとで実施する京都市学童クラブ事業の課題に対する対策等について、実際に学童クラブ事業を実施している児童館関係者、学識経験者等の関係者から意見聴取の為に設置、開催する会議であり、公募委員を入れることが困難である。</p>
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、多様な観点からの議論を行うために、学識経験者を公募で選任するなど、多様な人材の登用について、今後検討いただくよう所管課へ依頼することとする。</p>		

⑤京都市歴史的景観の保全に関する検討会（平成27年10月）		
<p><目的></p> <p>「歴史的景観の保全に関する検証業務」で行う歴史的景観の保全に関する具体的方策の策定に向けた調査及び検討に関する助言を頂く。</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>本検討会は「歴史的景観の保全に関する検証事業」の実施に伴って必要な事柄について専門家から意見聴取するために開催するものであり、制度化も踏まえた具体的な方策について、高度な知識を有するのみならず、予め京都市の政策や方針・経過等を熟知した上で参加していただく必要があるため。公募委員を入れることが困難である。</p>	
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、設置根拠要綱上は公募委員を入れる余地があり、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、公募実施については今後検討するよう所管課へ依頼することとする。</p>		

⑥森と木の恵みを育む推進会議（平成27年10月20日）		
<p><目的></p> <p>森林に恵まれた京都の文化は、木と深い関わりがあることから、森と木の恵みを育み、森林づくりや木のあるまちづくりを推進し、発展させるため</p> <p>（検討内容）森林及び林業関連業界の活性化及び京の森林づくりや木のあるまちづくりの推進、市民への普及啓発等その他必要な活動</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>林業と木材流通を推進・発展させるために、これらを業務とする事業者がそれぞれの意見等を検討し、共有するものであり、必要な知識や情報を有する林業・木材関連団体の長等や学識経験者で構成する必要があるため、公募委員の選任が困難である。</p>	
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、公募実施については今後検討するよう所管課へ依頼することとする。</p>		

⑦京都市文化財公開施設指定管理者選定委員会（平成27年11月5日）		
<p><目的></p> <p>無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の指定管理者の候補となる団体を選定するための審議・検討</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募する</p>
	<p><理由></p> <p>非公開部分では指定候補者の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」の法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。</p>	
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>特になし</p>		

⑧二条大橋デザイン検討会議（平成27年12月）			
<p><目的></p> <p>二条大橋補修事業において、デザイン面の配慮が必要となる施設の整備に関して、専門的知見及び地域的視点から意見や助言を求めることを目的とする。</p>	<p><会議></p> <p>公開</p>	<p><市民公募委員></p> <p>公募しない</p>	<p><理由></p> <p>二条大橋のデザインに配慮した整備にあたり橋のデザインの専門的知見からの意見聴取を目的として学識経験者から委員を2名選任するとともに、今後もいっそう地域の方々に愛着を持ってもらうためにはどのような整備が望ましいのかという「地域的視点」からの意見聴取を目的として開催するものであるため、公募委員を入れることは開催目的にそぐわない。</p>
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、こうした市の建造物等については、地域住民以外にも利用者がいるという性質があり、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、今後議論を行う際には、なんらかの手段で、市民一般の意見を聴く機会をもつことについて検討することをお願いしたい。</p>		
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、委員の条件については設置根拠の条例に明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられ、候補者との利害関係についても条件を設け規定に盛り込むことなどの手法には検討の余地があることから、公募委員の選定については、今後、他都市の農業委員の選定方法などを参考にしつつ検討をお願いしたいと所管課へ依頼することとする。</p>		
⑨京都市農業委員選定委員会（平成28年1月）			
<p><目的></p> <p>京都市農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員の選定に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため</p>	<p><会議></p> <p>一部非公開</p>	<p><市民公募委員></p> <p>公募しない</p>	<p><理由></p> <p>地域農業の実情や農地行政に関する専門知識が必要であり、また、月額報酬を受ける非常勤職員を選定するという当委員会の性質上、公募委員を入れることは馴染まない。</p>
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、委員の条件については設置根拠の条例に明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられ、候補者との利害関係についても条件を設け規定に盛り込むことなどの手法には検討の余地があることから、公募委員の選定については、今後、他都市の農業委員の選定方法などを参考にしつつ検討をお願いしたいと所管課へ依頼することとする。</p>		
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、委員の条件については設置根拠の条例に明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられ、候補者との利害関係についても条件を設け規定に盛り込むことなどの手法には検討の余地があることから、公募委員の選定については、今後、他都市の農業委員の選定方法などを参考にしつつ検討をお願いしたいと所管課へ依頼することとする。</p>		

⑩京都市コンテンツ産業振興に向けた有識者懇談会（平成27年12月10日）		
<p><目的></p> <p>京都市のコンテンツ産業振興に向けた方向性を検討するに当たり、実際にコンテンツ関連産業に携わっている専門家から御意見を伺うため</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>近年取り組み始めた新たな分野における方向性を打ち出すにあたり、まずは実際の現場の専門家から実情や課題・解決策に関する意見聴取を行い方向性の大枠を市内部で模索することが本懇談会開催の目的であるため、公募委員を入れることは開催目的にそぐわない。</p>	
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、議論の過程でより多くの市民意見を反映する方法などの市民参加の機会の確保について、引き続き検討をお願いしたい。</p>		
⑪京都市自転車政策審議会（平成27年12月22日）		
<p><目的></p> <p>自転車走行環境の整備、ルール・マナーの周知徹底、駐輪環境の向上などの、自転車政策について、調査・審議するため。</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募する</p>
	<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>問題なし</p>	
⑫京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務受託者選定委員会部会（平成28年1月15日）		
<p><目的></p> <p>京都市中央卸売市場第一市場の施設整備における水産棟改修に係る基本設計の契約を十分な知識と経験をもった設計業者と行うため、公募型プロポーザル方式により、受託者を選定するものである。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>非公開部分では基本設計業務受託候補者の募集方法、評価要領等に係る審議等を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第5号」の審議、検討、協議情報に当てはまる。</p>	
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、委員の条件については、設置根拠の条例上、明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、今後同様の附属機関等の委員委嘱にあたる際には、公募も含め広く各界各層及び幅広い年齢層のなかから人材を選任する努力がなされるようお願いしたい。</p>		

⑬新十条通高齢者福祉ゾーン活用計画検討委員会（平成28年3月20日）		
<p><目的></p> <p>平成21年に策定した新十条通西側整備計画において「高齢者福祉ゾーン」と位置付ける新十条通稲荷山トンネル上部用地（東山区本町二十丁目）の活用計画の検討に当たり、民間事業者から応募された活用計画を審議する。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>非公開部分では「京都市情報公開条例第7条第2号」に当たる法人等の事業活動を取り扱う。</p>	<p><理由></p> <p>本委員会の議論では公共用地の福祉分野への具体的な活用及び売却先法人の収支計画の実現性・財務健全性等の判断について高度に専門的な知見を要することから。</p>
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>委員公募をしないとのことであるが、委員の条件については、設置根拠の条例上、明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、今後同様の附属機関等の委員委嘱にあたる際には、公募も含め広く各界各層及び幅広い年齢層のなかから人材を選任する努力がなされるようお願いしたい。</p>		
⑭京エコロジーセンター外部委員意見交換会（平成28年3月1日）		
<p><目的></p> <p>京エコロジーセンターの指定管理について、次期指定管理（平成29年度～32年度）の募集要項、選定基準の策定等の参考とするため、平成24年度の選定時の委員に、現在の指定管理業務の執行状況を確認いただき、改善点等について意見交換していただくことを目的とする。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>指定管理者選定のための情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第5号」の審議、検討、協議情報に当てはまる。</p>	<p><理由></p> <p>本意見交換会の目的が、平成24年度の指定管理者選定委員会の委員の意見を聴取することにあるため、公募委員を入れる余地がないと認める。なお、選任された委員には平成24年度指定管理者選定委員会の公募委員が含まれている。</p>
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>特になし</p>		
⑮京都市第1行政不服審査会 及び 京都市第2行政不服審査会（平成28年4月）		
<p><目的></p> <p>行政不服審査法に基づく審査請求に関する調査審議を行う。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>審議に当たっては審査請求人又は関係する第三者の個人情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第1号」のプライバシー情報に当てはまる。</p>	<p><理由></p> <p>本審議会は、行政庁の処分に対する審査請求について、審理手続で明らかとなった争点、主張、証拠資料等に照らし、違法性及び不当性に関する答申を行うものであるため、委員は当該事務の適正な遂行のため法律又は行政に関してすぐれた識見を有する必要があるため、公募委員を入れる余地がない。</p>
<p><市民協働政策推進室の意見></p> <p>会議は非公開とのことであるが、行政処分に関して審査請求人及び関係する第三者が希望し、京都市情報公開条例に抵触しない場合には公開が検討されるとのことであるので、可能な限り市民に開かれた議論ができるような取組をお願いしたい。</p>		